

< 寄付金や寄付控除についてのご相談はこちら >

☎ 045-489-4223

✉ info@we21japan.org

認定 NPO 法人へのご寄付は 最大40%※の減税になります。

※横浜市在住の方は最大50%

- 所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合があります。
- 税額控除と所得控除のどちらか有利な方式を選択可。
- 確定申告（還付申告）が必要。

< 税額控除 >

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間寄付金} \\ \hline \text{合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000\text{円} \\ \hline \text{(控除下限額)} \\ \hline \end{array} \right) \times 40\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{減税額} \\ \hline \text{(所得税分)} \\ \hline \end{array}$$

< 所得控除 >

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間寄付金} \\ \hline \text{合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000\text{円} \\ \hline \text{(控除下限額)} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{所得税率} = \begin{array}{|c|} \hline \text{減税額} \\ \hline \text{(所得税分)} \\ \hline \end{array}$$

or

< 税額控除方式の例（個人の場合） >

年間1万円の支援をしていただいた場合



皆さまからのご寄付は
このような活動にも活かされています。

活動への寄付金、ご支援よろしくお願いいたします。



ご寄付いただいた大切な品物をエコ ものセンターで管理・配送

常にWE21ジャパン・エコものセンターに保管される寄付品数はダンボール約8,000箱。地域の資源循環のため、日々ボランティアの皆さんが仕分けをしてくれています。



フィリピン山岳民族が生産する「森育ち のしょうがパウダー」で自立を支援

病院のない山岳地帯の集落で、住民たちの保健活動をフェアトレードで支援。コロナ禍でロックダウンの影響を受ける生産者たちを支えています。



環境、人権、貧困問題に気づく講座 やカフェを実施

世界の貧困、環境問題、公正な貿易などについて、自分とのつながりに気づき、平和や人権について身近に考える講座などを開催しています。



認定 NPO 法人 WE21 ジャパン

〒240-0003 神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町 1-1-1 天王町ファーストビル 202

Tel: 045-489-4223 Fax: 045-489-4224

HP: <http://www.we21japan.org/> facebook: <https://www.facebook.com/we21japan/>

